



福岡医発第 1656 号 (地)

平成 26 年 9 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

芦屋町「乳幼児・子ども医療」「重度障害者医療」「ひとり親家庭等医療」の
各医療費助成制度の一部拡大について

今般、平成 26 年 10 月 1 日から芦屋町「乳幼児・子ども医療」の医療費等の助成制度の対象を入院外医療費について、従来の小学校 3 年生から小学校 6 年生まで拡大することに併せて、「重度障害者医療」「ひとり親家庭等医療」の医療費助成についても対象を拡大する旨、別紙の通り芦屋町より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、芦屋町役場住民課保険年金係 (Tel093-223-3532) までご照会ください。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

26 芦住保第152号
平成26年8月29日

公益社団法人 福岡県医師会 御中

芦屋町長 波多野 茂丸



芦屋町「乳幼児・子ども医療」「重度障害者医療」「ひとり親家庭等医療」
の各医療費助成制度の一部拡大について

向秋の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本町の福祉医療事業および医療保険行政に格別なご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度、芦屋町では制度のさらなる充実、子育て支援、少子化対策の一環といたしまして、また保護者の経済的な負担を軽減するために「芦屋町乳幼児・子ども医療」の医療費助成について、独自に制度の拡大をはかることとなりました。

内容は、入院外医療費のうち、保険診療の自己負担分を小学校3年生まで無料としていたものを、平成26年10月1日診療分から、小学6年生まで無料とするものです。

これに併せて、「重度障害者医療」「ひとり親家庭等医療」の医療費助成についても、入院外医療費のうち、保険診療の自己負担分を小学校3年生まで無料としていたものを、平成26年10月1日診療分から、小学6年生まで無料へ変更するものです。

なお、この制度の実施方法につきましては、これまでの各医療費助成制度の現物支給方式と同様とします。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

芦屋町役場 住民課 保険年金係

TEL 093-223-3532

各医師会通知

2797

平成26年10月1日受診分から、芦屋町独自の子育て支援の取組として、
「乳幼児・子ども医療」、「ひとり親家庭等医療」、「重度障害者医療」の助成内容を一部拡大いたします。

【乳幼児・子ども医療】

- 小学3年生まで無料としていた入院外の自己負担額が、小学6年生まで無料になります。
(中学1年生から中学3年生までは、入院のみ自己負担額が無料)

【平成26年9月30日受診分まで】		【平成26年10月1日受診分から】	
対象者	自己負担額	対象者	自己負担額
0歳～小学3年生	入院=徴収しない 入院外=徴収しない	0歳～小学6年生	入院=徴収しない 入院外=徴収しない
小学4年生～中学3年生	入院=徴収しない	中学1年生～3年生	入院=徴収しない

※入院時の食事代、差額室料代、保険適用外費用などは助成対象外です。

(下線部分が助成内容の拡大部分)

※生活保護を受給している人は対象になりません。

【ひとり親家庭等医療】

- 小学3年生まで無料としていた入院外の自己負担額が、小学6年生まで無料になります。
(中学1年生から中学3年生までは、入院のみ自己負担額が無料)

【平成26年9月30日受診分まで】		【平成26年10月1日受診分から】	
対象者	自己負担額	対象者	自己負担額
小学1年生～3年生	入院=徴収しない 入院外=徴収しない	小学1年生～6年生	入院=徴収しない 入院外=徴収しない
小学4年生～中学3年生	入院=徴収しない 入院外=1月当たり800円を限度	中学1年生～3年生	入院=徴収しない 入院外=1月当たり800円を限度
高校1年生～3年生		高校1年生～3年生	
・母子家庭の母 ・父子家庭の父	入院=1日当たり500円(月7日限度) 入院外=1月当たり800円を限度	・母子家庭の母 ・父子家庭の父	入院=1日当たり500円(月7日限度) 入院外=1月当たり800円を限度

※自己負担額は、いずれも1医療機関(薬局を除く)ごとに負担していただく金額です。

(下線部分が助成内容の拡大部分)

※入院時の食事代、差額室料代、保険適用外費用などは助成対象外です。

※生活保護を受給している人は対象になりません。

【重度障害者医療】

- 小学3年生まで無料としていた入院外の自己負担額が、小学6年生まで無料になります。
(中学1年生から中学3年生までは、入院のみ自己負担額が無料)

【平成26年9月30日受診分まで】		【平成26年10月1日受診分から】	
対象者	自己負担額	対象者	自己負担額
小学1年生～小学3年生	入院=徴収しない 入院外=徴収しない	小学1年生～小学6年生	入院=徴収しない 入院外=徴収しない
小学4年生～中学3年生	入院=徴収しない 入院外=1月当たり500円を限度	中学1年生～中学3年生	入院=徴収しない 入院外=1月当たり500円を限度
高校1年生～	入院=1日当たり500円(月20日限度) [※低所得者の場合、 1日当たり300円(月20日限度)] 入院外=1月当たり500円を限度	高校1年生～	入院=1日当たり500円(月20日限度) [※低所得者の場合、 1日当たり300円(月20日限度)] 入院外=1月当たり500円を限度

※自己負担額は、いずれも1医療機関(薬局を除く)ごとに負担していただく金額です。

(下線部分が助成内容の拡大部分)

※入院時の食事代、差額室料代、保険適用外費用などは助成対象外です。

※精神障害者については、精神病床への入院に係る費用は助成対象外です。

※低所得の人(住民税非課税世帯の人)は、加入している保険者が発行する「限度額適用認定証」があれば、

入院時の自己負担額が300円(日額)に軽減されます。

※生活保護を受給している人は対象になりません。